

取 扱 基 準

名 称	精神障がい者施設等建設資金償還金補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	社会福祉法人が、精神障がい者施設等の整備を行うために借り入れた福祉医療機構等の貸付金に対して、償還補助を行うもの。
目 標	数値化■ 非数値化□
	新潟市障がい福祉計画に規定する障がい福祉サービスごとの目標量の確保
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	福祉医療機構等からの借入償還元金及び利子
補助額 及びその算定方法 又は補助率	算定方法：償還額年次負担額に応じた額 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 設定されている債務負担計画に沿って償還金補助を行うため
開始時期	令和 2年 4月 1日
評価の時期	令和 4年 9月30日
終 期	令和 5年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 当該補助金が交付されている旨を表示する。
	〔媒体〕 パンフレット、ホームページ等
担当部署	福祉部 障がい福祉課 管理係 電 話 025-226-1237 (直通) e-mail shogai.wl@city.niigata.lg.jp